

令和6年10月分（12月支給分）からの児童手当の抜本的拡充について

1 児童手当の抜本的拡充の目的

令和6年6月12日に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布されたことから「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）で掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」に基づき、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化策の一環として令和6年10月分（12月支給分）から抜本的拡充を実施するものです。

2 児童手当の抜本的拡充の内容

実施時期：令和6年10月分（12月支給分）から

拡充内容：①所得制限を撤廃し、全員を本則給付とする（特例給付廃止）。

②支給期間を高校生年代まで延長する。

③第3子以降の支給額を月3万円とする。

④支払月を隔月（偶数月）の年6回とする。

<現行>

<令和6年10月分(12月支給分)から>

対象児童	支給額 (児童1人あたりの月額)(円)		
	児童手当	特例給付	所得超過
	⑦所得制限 限度額未満	⑦以上⑧ 未満	⑧所得上限 限度額以上
3歳未満	15,000	5,000	支給 なし
3歳以上 小学校 修了前	10,000		
第3子以降	15,000		
中学生	10,000		
高校生	—	—	

※第3子とは、**18歳年度末**までの養育している児童のうち、3人目以降をいいます。

対象児童	支給額 (児童1人あたりの月額)(円)	
	児童手当 (所得制限なし)	
	第1子 第2子	第3子 以降
3歳未満	15,000	<u>30,000</u>
3歳以上 小学校 修了前	10,000	
中学生	10,000	
<u>高校生</u>	<u>10,000</u>	

※第3子とは、**22歳年度末**までの養育している児童のうち、3人目以降をいいます。

3 制度拡充による対象予定児童数及び予算増加分

拡充内容	予定児童数(人)	予算増加分(千円)
①所得超過→児童手当	169	9,160
特例給付→児童手当	303	10,220
②高校生(新規)	1,500	77,120
③第3子加算(①②除く)	848	54,180
合計	2,820	150,680

※システム改修費等制度改正にかかる事務費については、国庫補助金（定額）の対象 予算：5,940千円

4 児童手当制度改正に係る手続きの方法等

令和6年9月分の児童手当を本市から受給している方は、原則申請不要です。

高校生以上の子を養育されている方や所得上限超過により児童手当等を受給していない方は、新たに認定請求書等を提出していただく必要があります。

なお、子どもの人数や年齢により必要な書類や手続き方法が異なるため、今後、広報やホームページ等により周知を図ります。

また、今回の制度改正に関する国からの通知に基づき、10月分（12月支給分）から支払通知を廃止します。

5 主な周知方法及びスケジュール予定

6月 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」公布後、国から正式通知

7月 ホームページ掲載及び市LINEによる周知

8月 市広報（8月1日号）及びケーブルテレビによる周知、個別通知等の送付

9月 認定請求書等受付開始、システム改修

10月 認定審査

12月 拡充後1回目（10月・11月分）の支給（※10月中に申請のあったもの）

※今年度については、受給者・申請者や市区町村の事務処理の負担軽減のため、申請猶予等の経過措置が設けられています。

<参考>

制度改正前後の支払月数と支給時期

制度改正前後	年度	児童手当対象月(月分)	支給時期	備考
改正前	5	10月・11月・12月・1月	6年2月	年3回 支払前月分まで 4か月分支給
	5/6	2月・3月/4月・5月	6月	
	6	6月・7月・8月・9月	10月	
改正後	6	10月・11月	6年12月	年6回 支払前月分まで 2か月分支給
		12月・1月	7年2月	
		2月・3月	4月	
	7	4月・5月	6月	
		6月・7月	8月	
		8月・9月	10月	
		10月・11月	12月	
		12月・1月	8年2月	
	2月・3月	4月		